平成２４年（フ）第６号
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地の１
破産者　株式会社さくらフォレストエンジニアリング
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１３４５号
福岡県朝倉市甘木955番地６
破産者　ジーアンドアイ株式会社
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４０５号
福岡市東区松崎１丁目14番11―103号
破産者　株式会社アース環境
１　決定年月日　平成24年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１０号
茨城県鉾田市汲上字星山224番地
破産者　大星商事株式会社
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６４号
栃木県宇都宮市今泉町3009番地１　スカイハイツ恵507
破産者　村山　恵子
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７１号
栃木県小山市東間々田２丁目36番12号
破産者　Ｒ．Ｂ．Ｓ株式会社
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８７号
栃木県芳賀郡茂木町大字入郷73番地
破産者　那珂企画こと　五味渕宏一
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４５９号
東京都中央区日本橋本町１丁目９番13号
破産者　御堂筋共同ビル開発特定目的会社
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８８９号
東京都練馬区石神井台７丁目13―６―503
破産者　永倉　烈彦
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２９６号
東京都江東区亀戸９丁目６番15号
破産者　日本富都株式会社
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３３０号
東京都渋谷区松濤２丁目３―11―1202
破産者　眞加井公一
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１０３号
東京都足立区興野２丁目７番８号
破産者　株式会社アルファ・イチマルマル
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７２５号
東京都江戸川区平井４丁目15番12号
破産者　有限会社ティーエス工業
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３６７号
東京都荒川区東尾久１丁目25番２号
破産者　有限会社相川リフォーム
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６号
東京都渋谷区渋谷１―12―２　クロスオフィス渋谷４階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区渋谷２丁目６番９号
破産者　アルゴノート株式会社
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８６号
神奈川県小田原市鴨宮168番地
破産者　有限会社星野組
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８７号
神奈川県小田原市鴨宮168
破産者　星野礼子こと　趙　　礼子
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８８号
神奈川県小田原市国府津2407―３―402
破産者　星野貴光こと　曺　　貴光
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４１号
千葉県船橋市薬円台１丁目７―８―101、開始決定時の住所千葉県八千代市大和田新田451―３―409
破産者　岡本　　弘
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２７号
東京都中野区南台２丁目52―５―702
破産者　倉田結花里
１　決定年月日　平成24年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部